

未来の
森で働く
林業男子
林業女子
募集

日野町林業従事者 雇用促進給付金

林業アカデミー卒業後、

日野町内の林業事業体で5年以上働けば、返還不要！

年間最大440,000円

何に使ってもOK、他の奨学金とも併用可能
あなたの研修、全力で応援します！



お問い合わせ、ご相談は

〒689-4503

鳥取県日野郡日野町根雨101

日野町役場 産業振興課 担当 山形

TEL 0859-72-2101

FAX 0859-72-1484

E-mail sangyou@town.hino.tottori.jp

日野町林業従事者雇用促進給付金制度の概要

1 制度の概要

日野町では、将来、森林整備の担い手として、町内の林業事業体へ就業を希望する研修生向けに給付金制度を創設しました。日野町林業従事者雇用促進給付金制度では、卒業後5年間、日野町内の林業事業体に勤務することを条件に就学時給付金を交付します。

なお、にちなん中国山地林業アカデミー（以下「林業アカデミー」という）を卒業後、所定の条件を満たしていない場合は、給付金の一部又は全額返還となります。

2 対象者

林業アカデミー卒業後、日野町内の林業事業体への就業を希望している者。

3 給付額

区 分	給付額	支給期間
町内に居住する者	月額40,000円	林業アカデミーの研修期間
町外に居住する者	月額20,000円	林業アカデミーの研修期間

4 給付金の返還

下表に該当する場合には、給付額の一部又は全額を返還していただきます。

（基本的に、林業アカデミー卒業後5年間、町内林業事業体に就業した場合は返還不要。）

返還割合	月額4万円支給者	月額2万円支給者
10/10	・町内林業事業体に就業しなかった場合 ・町内林業事業体への従事期間が3年未満の場合	同 左
1/2	・町内林業事業体への従事期間が3年以上5年未満の場合 ・町内林業事業体に従事しているものの、町内居住期間が3年未満の場合	▶町内林業事業体への従事期間が3年以上5年未満の場合
1/4	・町内林業事業体に従事しているものの、町内居住期間が3年以上5年未満の場合	